



注意

注意しましょう！

中古車の購入・売却トラブル

中古自動車に関する相談は、**購入**の際のトラブルのほか、買取業者に**売却**する際のトラブルもあります。



＜ 購入時トラブル事例 ＞

- ・中古車情報サイトで見つけた自動車を、現車を見ずに購入したところ、運転して初めてエアコンの故障がわかった。
- ・中古車販売店で購入契約をし、数時間後にキャンセルを申し出たが、自己都合のキャンセルには応じられないと拒否された。

＜ 売却時トラブル事例 ＞

- ・買取業者に査定を依頼し仮契約をした。他社の見積もりも取って比較したかったが、無理やり買い取られてしまった。
- ・買取業者から「エンジンに異音があるため買取額を減額する」と連絡があった。売却時にそのような症状はなかった。

- 車の購入・売却は、**クーリング・オフの対象外**だケロ！
- 一呼吸おいて、よく考えて契約するようにしてケロ！
- 特に**キャンセル料はいくらか、いつから発生するのか、**しっかり確認してケロ！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

おかしいなと思ったら、**消費者ホットライン**
188（いやや！）（局番無し3ケタ）へ相談を！

高齢者の「見守りと気づきのススメ」

高齢者は一人で自宅にすることが多く、電話勧誘や訪問販売などの被害にあいやすい特徴があります。地域や周りの人たちの「見守りと気づき」で、年金や貯蓄などの大切な財産を悪質業者から守りましょう

見守りと気づきのポイント

- ☐ 部屋に不審な契約書や請求書、不在通知などがある。
- ☐ 同じような健康食品、魚介類などの商品が大量にある。
- ☐ 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がある。
- ☐ 不審な業者が出入りしている。
- ☐ 頻繁に不審な電話やメールのやり取りがある。
- ☐ 元気がないなど困った様子が見られる。

心配な時は、
「消費者ホットライン
188」へ相談して
ケロ！



●トラブルにあわないために「情報」を集めることもとても有効です。



消費トラブルにあわないための知識って、どうやって
学べばいいんだろ。不安だな～・・・

ぜひ、出前講座を活用してケロ！

置賜消費生活センターでは、講師が現地へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など消費生活に関する知識をわかりやすくお伝えします。

費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

まずは
お電話で
お申込みください。



10月・11月の消費生活法律相談日

- 10月 8日（木）
 - 11月12日（木）
- 午後1時30分
～午後3時30分

弁護士が無料でアドバイスします。

事前予約が必要です。右記まで電話でお問合せ下さい。

置賜消費生活センター

〒992-0012

米沢市金池 7-1-50(置賜総合支庁 1 階)

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》0238-24-0999

ホームページはこちらから→



～QR コードは株式会社デンソーウェブの登録商標です～